

プール施設個人使用料金

時間区分		9 時～ 1 1 時 3 0 分	1 3 時～ 1 6 時 3 0 分	1 8 時～ 2 0 時 3 0 分
個人使用	高校生以下	1 1 0 円	1 1 0 円	1 7 0 円
	一 般	2 2 0 円	2 2 0 円	3 3 0 円

次のいずれかに該当する場合は、使用料を無料とします。

- 1 町内に住所のある、小学生以下の児童。
- 2 町内の小学校に在籍する児童。
- 3 町内に住所のある、身体障がい者手帳、療育手帳または精神障がい者保険福祉手帳の交付を受けている方。
- 4 3 に該当する方が介護を必要とする場合はその介護者。

※ 1・2 に該当する児童は、利用簿に学校名または住所（町内）を明記すること。
3 に該当する方は、障がい者手帳など確認できるものを施設受付に提示すること。

◎団体使用については事前に申し込みが必要です。

詳しくは、鶴田町教育委員会 社会教育班（TEL 2 2 - 2 1 1 1 ・内線 2 1 1）まで

